

特定商取引法違反の事業者等に対する行政処分について

石川県は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）に基づき、令和4年3月1日付けで、化粧品、健康食品等を販売している連鎖販売業者である株式会社ARKに対し、取引等停止命令（3か月）及び違反行為の是正等を指示するとともに、同社の前代表取締役に対して業務禁止命令（3か月）を行いました。

なお、本件は、石川県と中部経済産業局が連携して調査を行い、同局も同日付けで行政処分を行っています。

1. 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社ARK（アーク）
（法人番号：2180001125470）
- (2) 本店所在地：東京都文京区湯島三丁目39番5号ラレーブ湯島5F
（違反行為当時の本店所在地：愛知県名古屋市東区泉一丁目13番36号パークサイド1336ビル6F）
- (3) 代 表 者：代表取締役 東門 猛（とうもん たけし）
（違反行為当時の代表者：代表取締役 葉室 一政（はむろ かずまさ））
- (4) 設 立：平成28年11月1日
- (5) 資 本 金：300万円
- (6) 取 引 類 型：連鎖販売取引
- (7) 取 扱 商 品：化粧品、健康食品等

2. 特定商取引法に違反する行為

- (1) 勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第33条の2）
- (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）
- (3) ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為（特定商取引法第38条第1項第3号）

3. 行政処分の概要

- (1) ARKに対する行政処分の概要－別紙1のとおり
- (2) 葉室一政に対する行政処分の概要－別紙2のとおり

株式会社ARKに対する行政処分の概要

1. 事業概要

株式会社ARK（以下「ARK」という。）は、「Sanctuary Skin Care Series」と称する化粧品及び「Ever Green Life Supplement」と称する健康食品（以下「本件商品」という。）等を販売する事業を行い、「ボーナス」と称する利益を収受し得ることをもって、本件商品等の販売をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品等の購入を伴う本件商品等の販売に係る取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）を行っている。

当該利益は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益（「以下「特定利益」という。」に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、ARKは同項に規定する連鎖販売業を行っている。

2. 処分の内容

(1) 取引等停止命令

ARKは、令和4年3月2日から令和4年6月1日までの間、連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

ア ARKが行う連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ ARKが行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ ARKが行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所において特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする行為並びに同法第38条第1項第3号に掲げるARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘することに該当する行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は指

示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これらをARKの役員、従業員及び会員に、前記（１）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

また、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（１）の取引等停止命令に係る業務を再開する１ヶ月前までに、石川県知事まで文書にて報告すること。

3. 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4. 行政処分の原因となる事実

勧誘者は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、ARKには、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも令和元年12月以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「おれさ、ロコミのバイトみたいなことしとるんやけど興味ないけ？」、「今俺さ、社会人のサークルやってんだけど、その日ボーリングやるんだよね 先輩が連れてきてもいいって言うしどうかなって」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

（２）勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）

勧誘者は、遅くとも令和元年12月以降、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電磁的方法により、特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしている。

（３）ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為（特定商取引法第38条第1項第3号）

勧誘者は、遅くとも令和3年2月以降、本件連鎖販売取引についての契約（以

下「本件連鎖販売契約」という。)を締結しない旨の意思を表示している者に対し、複数名で長時間にわたり執ように勧誘をするなど、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしている。

5. 勧誘事例

【事例1】勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘

令和元年12月頃、勧誘者Zは、消費者Aに「おれさ、ロコミのバイトみたいなことしとるんやけど興味ないけ?」、「ロコミして収入をもらうって感じ」、「スキマ時間でできるからそんな大変じゃないし笑」、「18時に●●（飲食店の名称）の○○（飲食店の店舗名）に集合で!」などと特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、メッセージアプリによりメッセージを送り、Aに対し、飲食店への来訪を要請して誘引した。

令和元年12月頃、Zは、Aと飲食店の駐車場で合流すると、Aに対し、「近くに事務所があるからそこで話そう」などと告げ、ARK又はARKの会員と関係のない一般人が出入りすることがない場所であるARKの事務所にAを連れて行き、ARKの事務所の一室に案内したところ、勧誘者Yが現れ、話を始めた。

この時点までに、Z及びYは、Aに対して、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げたことはなかった。

当該事務所において、Z及びYは、Aに対し、ARKの会員になるには本件商品を3つのコースから1つを選んで購入する必要があるが、MAXコースと称するコースの本件商品を購入すると将来的に一番利益が上がること、購入するコースによって、得られる特定利益が異なること、本件商品を知人等に紹介し、当該知人等が新たに会員となれば、ボーナスと称する報酬が受け取れることなどを告げて、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をした。

Aは、当日、ARKと当該契約を締結した。

その後、Aは、当該契約を解約した。

【事例2】勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）、勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘及びARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為

令和3年2月頃、勧誘者Xは、消費者Bに「久しぶり！元気？」、「今俺さ、社会人のサークルやってんだけど、その日ボーリングやるんだよね 先輩が連れてきてもいいって言うしどうかなって」、「場所は●●（具体的なボウリング場の施設名）やな」などと、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、メッセージアプリによりメッセージを送り、Bに対し、ボウリング場への来訪を要請して誘引した。

令和3年2月頃、当該ボウリング場において、Xがサークルの先輩と称して勧誘者W及び勧誘者VをBに紹介した後、X及びWは、Bに対し、ボウリングの後に食事会があるので来ないか、ためになる話も聞けるなどと告げ、BをARK又はARKの会員と関係のない一般人が出入りすることがない場所であるARKの事務所に連れて行った。

この時点までに、X及びWは、Bに対して、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げたことはなかった。

その日の午後5時頃から、当該事務所において、Wは、Bを含む複数の消費者に対し、セミナー形式で、約2時間という長時間にわたり、途中休憩を挟むこともなく、「ARKのビジネスをやっているら、副収入があるよ」、「金額が大きいコースだと自分に戻ってくるバックも大きくなる。」、「紹介した人から広がって人が増えると自分の階級が上がる。」、「階級ごとにバックも大きくなるので、最初からバックの大きいコースに入っていた方が得だ。」などと説明して、勧誘をしていた。なお、X及びWは、当該勧誘をする目的である旨を告げていなかっただけでなく、このようなセミナーを行う予定であることも、Bに対して一切告げていなかった。

セミナーが終了した後も、X及びWは、Bを4人掛けのテーブルに案内し、更にVを加えて3人で、ARKとの契約を締結するよう求めた。このとき、Vから「このセミナー聞いてどう思った」などと尋ねられたBは、Vに対し、「そんなうまい話きいたことないし」、「そんなんやったらみんなやるんじゃない」などと、セミナーで説明された内容について、否定的な意向を伝えたにもかかわらず、Vは、「紹介されたからここにいるんやし、誰でも来れるわけじゃない」、「限られた人間。今、良いチャンスやよ。」などと勧誘を継続し、X及びWもこれに同調していた。

Bは、Wらに対し、「紹介する人は思いつかない」、「お金には困ってないです」などと本件連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示していたにもかかわらず、X、W及びVは、契約の締結を求め続けた。

前記セミナーを含め既に長時間の勧誘を受けていたBは、疲弊し、Wらとのやり取りを終わらせたい、契約した後でクーリング・オフすればよいと考え、遅くとも午後7時40分頃までに、ARKと本件連鎖販売取引に係る契約を締結した。

その後、Bは、当該契約を解約した。

葉室 一政に対する行政処分の概要

1. 名宛人

葉室 一政（以下「葉室」という。）

2. 処分の内容

葉室が、令和4年3月2日から令和4年6月1日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3. 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4. 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社ARK（以下「ARK」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、ARKが行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 葉室は、少なくとも令和4年1月31日までの間、ARKの取締役（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、ARKが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。